



雲助と道中女〔完〕

和田篤憲

前號では雲助に就て述べたのであるが、本號に於ては道中女に言及することゝしよう。

こゝに問題となるのは道中女の意義である。民間省要には、「道中宿々に旅人とめて給仕する女を飯盛り女と言、むさき名なり、此名古しへはなく、遊女の部たりしに、中頭より道中に至遊遊女の類を御停止付、御吟味有て一人にても置ねば不相立」ゆへ、無是非此名をよばれたり云々。」と見えてゐるが、私はこれに今少しく追加の言辭を試みた

い。抑々道中女とは極めて不明瞭な言葉であるが、道中宿々に根據を置いた遊女を意味することは多言を要しない處であらう。然らば何故に遊女の言葉を以てこれを稱せなかつたかといふことになり、尙又、徳川時代の萬治寛文以降、宿々に現れる飯盛女(飯盛り女)の正體は如何なるものかも問題の対象となり、若しそれが遊女の部に屬するものとせば、これが遊女との區別も、亦考察せらるべき事柄となるのである。

諸文献に徴するに、交通の發達と共に驛路や水驛に遊

君の現はれてゐることは、奈良朝より以前からあつたことと
で其の名も時代によつて種々異なり、或は巫娼、或は遊女、
或は勸進比丘尼、或は傀儡女、或ひは販婦、或は白拍子、
或は湯女、夜發さては、徳川時代の遊女や飯盛女等の名を
以て稱はれたのであつた。然してこの中には勿論、公娼あり、
私娼あり、身分の比較的高いものや、又極低級のもの
等もあつて決して一概には云ふことが出來ないが、道中に
出没した女性として道中女の名を以てよぶことはやはり至
當であると考へられるのである。即結局道中女とは道中に
笑を販ぐ女といふこととなる。歴史的には隨分古い存在と
いはねばならぬ。かくして「道中女」は道中に現はれたる
公私娼女の代名詞となるのである。前述の如く徳川時代の
中頃より道中に於ける遊女を禁じたが、必要は幕府をして
飯盛女なる別名を以て娼婦の設置を各宿驛に許可したので
ある。然も各旅宿にこれを許してゐるから其の取締も殆ん
ど行届かず、單に一旅宿に對し表面上二名を以て限度とす
る事を以て取締つてゐたのである。即徳川時代に於ける各

宿驛はかゝる禁令の後も尙娼婦街の域を脱する事が出來なかつたのである。以上を以て簡単ながら、道中女の意義を述べたのであるが、次で、徳川時代以前に於ける道中女に及び、更に徳川時代に於ける道中女に就て稍々詳細なる敍述をなすこととする。

何れの國を問はず上代に於ては嘗ては女子を部落の共有となした事實を傳へて居るが、我國もその例に漏れず亂婚雜婚の時代があつた。然して東國の筑波山に行はれた婚會首都を中心として多くあつた歌垣うたがきや攝津住吉の「おすめ」、西國の杵島祭きしままつりなどはそれが象兆である。其の後、女子共有的制度は漸次一夫一婦の制を辿るに至り、今日の如き婚姻制度を現出したのであるが、其の過渡の時代には婦女子は一定年限或は人員を限つて許すべき義務を負される事があつた。これが神社の祭を中心とした各地の風習「雜魚穀」抱き祭、かだけ市、等に見られる一種の宗教的賣笑行爲で、こゝに巫娼の發生に對し何等かの暗示を與へてゐる。然も神に奉仕する巫女にしてかゝる行爲あるは諸外國にも其の

例に乏しくはないが、我國に於けるそれに對しては稍々理由らしき一種の信仰にも一部起因してゐたのであらうと思はれる。それは我國に於ける古代の處女の意義が現在のそれがと全々ことなり單に人妻に對する言葉であつた事で、處女とは人妻でない女の謂であつたといふ。從つて一度人妻であつたものでも夫と別れよば處女であり、尙娼婦でさへ處女となり得るものと信じられてゐたのである。たゞこゝに物忌といふ宗教的過程を路む事を必要とせられたのである。

即巫娼が處女として神づかへを許される所以で、こゝに巫女が社會的に娼的行爲を許容せらるゝに至つたのである。かゝる信仰の下に巫娼は各地の神社を根據として先づ我國に於ける娼婦の先達となつたのであつた。然して神社は概して交通の要路にあつたことや、「市」が多く神社の祭日に立つたことなどを併せ考ふると、巫娼の存在は益々其の意義を深めるのである。然して以上の如き娼的行爲は生活の資に窮した事實を否定出来ないが、其の後交通の發達はかかる巫娼をして遂に神域を離れて人里に迄も出没せ

しむるに至り、奈良朝時代に於ては早くもそれが一種の營業化してこゝに全々信仰を無視した純然たる娼の一系列表生するに至つたのである。

奈良朝時代に於ては大和朝廷の計畫した七道の交通路は整備し、東征に往復した王師の軍團、さては算紫の防人に徵募せられて彼の地に赴任する東國の壯夫の外、南から北らか奈良の文化をあこがれの的に交通するものも亦其の數を知らぬ程で、かくて諸道も相當の發達をしたので、沿道諸所に於て娼婦の發生した事も亦至極尤なことであつた。加ふるに和銅年間鑄錢のことあり、其の後貨幣の流通を計るため蓄錢紋位等のことが行はれたので、兎に角貨幣の流通力だけは見とめられて、奈良朝の中葉には貨幣は物價の標準となり、(勿論錢は少數者の手中に死藏せらるゝの弊を來し、るに蓄錢のこと) (桓武帝の延暦十七年には蓄錢紋位の事を止め、加ふるに蓄錢のこと) 旅行者は米鹽の資として貨幣を使用する事が可能となり、一方娼婦も貨幣の流通獎勵と共に大なる發達を見たのであつた。(近江、日野町では古く私娼の事を五升といつたさうである。これは蓋し其代價價格として米五升) を意味したのであらう。

次で平安朝時代は淫靡な所謂美的生活を樂しんだ結果、遊女も亦著しき發達を示したものゝ如く、遊女記は水陸交通の要點に於ける江口、神崎の娼婦の状を示して次の如く云つてゐる。「門を比べ戸を連ね娼女群をなし、遍舟に掉し旅船に着き枕席をすゝむ、聲は溪雲を壓し、韻は水風に飄る、經廻の人家を忘れざるなく、舳艤相連り殆ど水無きが如し。」この筆者の云へるところ稍々過ぎたりと雖も尙、其の全貌を察するに難くはないであらう。即、當時の娼軍の活動は寧ろ目醒しき程にまで各地の交通路に現はれて居たのである。この時代には既に遊女が貴紳の間に迄出入したことは勿論、大鏡等の物語によるも、其の品位の相等なるものさへ此當時の遊女にはあつたとも考へられるのである。

天長年間の編纂にかかる類聚和名抄には、乞盜部に巫女と遊女とを同類視してあげてゐるが、當時信仰の中心地たりし熊野の勧進比丘尼は巫娼にも類する行爲をしたものであつた。尙平安朝の道路交通には、傀儡女や販婦が見え、共に娼的行爲に出でゝるが、其の由來は自ら異つてゐる。

江匡房の傀儡子記に、「木人を舞し桃梗を鬪し、朱を施し扮を傳へ唱歌し淫樂し以て妖媚を求め、行人旅客に逢へば一霄の佳會を嫌はず、夜は百神を祭りて福助を祈る。東國の美濃、三河、遠江等の黨を豪貴と爲し、山陽の播磨、山陰の但馬等の黨これに次ぎ、西海の黨を下とす。」とある。勿論其の發端は遊女と異なるが如きも其の後の行爲に至つては遊女と同じである。一種の藝を心得た娼婦となり了つたのである。尚販婦も傀儡と同じく最初から意識してかつた娼婦ではなかつたのであるが、商品を携へて販り歩く程に、いつしかこの販婦をして娼的行爲をなさしむるに至つたのであらう。

鎌倉時代には京都と鎌倉との交通が發達し、加ふるに七道の山海道の驛路が宿次傳馬のために益々發達し驛舎のあるところ即遊女ありて、新に遊女別當なる官職を設置した程で諸將軍と遊女（街道の）との間に種々濃やかな物語を作してゐる。此當時新たに起つた遊女の一種に白拍子があるが、これも舞妓を兼ねた娼婦であつた。又戦士の負傷を

湯治するもの多きために湯女なる娼婦も各湯治場に用意せらるゝに至つてゐる。源平合戦の度々に榮華は時に順逆となり、戦争に負けた武士の妻や女は生活の資に困して多く娼婦の群に投じた。爲にこの程より氣品高き娼女の階級も見えて初めてゐるのである。

この頃諸書に散見する長者の女とは實に遊女のことであつて、長者は當時の妓樓主の異名であつたのである。更科日記には又東國から關西に赴く道々、足柄、野上、高瀬等に於ける遊女の慘たる生活振を描寫してゐるが、驛路の娼婦、必ずしも低級なるものゝみでなく、内大臣宗盛の寵妓熊野や、鎌倉二代將軍の馴染なる大磯の妓嬢愛壽等もあつたのである。鎌倉時代には前代から流を引いた飯婦や當期に起つた白拍子、夜發等の外對象であつた。

次いで室町時代に入つては娼婦の數は益々多きを加へたが、世が京洛を除いては無秩序と戰亂の巷であつたから

もあらうが、これ等娼婦の供給を中心として婦女子の誘拐と掠奪にあふたのであつた。然もかる事は全く尋常の事であつたが如く行はれてゐた「人買船」の傳説は當時に於ける世相の名残である。

以上は徳川時代以前に於ける交通史上に現れ出た遊女に就て其の概略を記述したのであつた。然らば徳川時代に於ては如何。これが次で提出さるべき問題である。

こゝに遊女——宿驛に於ける——は其の前提として旅宿の存在を多分に必要とする。それは彼等の根據だからである。故を以て先づ徳川時代に於ける街道宿驛の旅館が如何様に發達したかを述べよう。

儲、順序として徳川時代以前の旅宿を見るに、鎌倉時代に於て官吏が旅行する時には、各驛々から食糧の支給を受け居たが、一般旅人に對しては旅宿などいふものはなく草枕して乾飯を食したのが風習であつた。後鳥羽上皇が熊野へ行幸せらるゝ時も、其の時々に假屋を設けられそこに御泊あらせられ、公卿は萱葺で三間の小屋に板敷もない所で

あつたといふ。若し左もなくば民家を徵發するやうな次第であつた。室町時代に至つても殆んど同様であつた。尤も本陣なる名稱がこの時代に見えてゐるが、徳川時代のそれではない。多くは寺とか豪族の家に泊るのが常であつた。然も鎌倉時代には諸所に長者達が見えてゐて娼婦を置き通行の人々を引いたらしいから、全々旅宿らしいものが無いのでもなかつたと思ふ。たゞ純粹の宿泊専門の旅館がなかつたのであらう。

然るに徳川時代になつて各宿驛に宿屋が設けらるゝに至つたのは大なる進歩と云はねばならない。然しその旅舎の有様たるや、徳川時代の初期に於ては尙乾飯を携行したもので宿屋に着けば湯を沸して貰ひ己が携帶の乾飯を浸して之を食し寝に就くといふが如き簡素なもので、從つて宿代といつても其の湯を沸かすに使用した木料として四文か高々五文をやつたので之を木賃といひ、其の宿の事を木賃宿と稱へた。後世木賃宿は安宿の別名となつたが、その起りは以上の如くである。其の後五街道の整備するにつれて本陣、

脇本陣などいふ武土階級の爲の宿屋も出来るやうになつた。これらは齊しく參勤交代の結果起つたものである。實に諸街道の繁榮は參勤交代の賜であつたが、弊害も亦併び起つたのである。倘一般の宿舎は如何といふにこれも追々木賃の良俗を失ひ賄制度となり、遂に遊女さへも置いて旅情を慰めるといふ風になつた。此くの如くして宿驛あれば必遊女ありといふ繁昌振りを見せたのであるが、然らばかゝる遊女（中頃より遊女の稱を禁じ飯盛女とよ）の發生順序を一通り考へて見るのも蓋し無益ではなからう。史乘に徵するに萬治二年七月始めて道中奉行を置き同年東海道各驛娼婦を置く事を禁じてゐるので、公然と遊女を置くことは出来なくなつたが、尙違犯者があつたらしく、寛文二年十一月には東海道各驛に令して其の隠娼を驅逐し、若し逃亡するものは之を追捕せしめ、爾後、各驛に於て繫婢以外の婦女を置くことを禁じ、それ等の下婢も制外の美服を着用するものは皆娼婦として罰する旨の法令を出してゐる。然るにいづしか飯饗女が食賣女或は飯盛女の名で娼婦を働くこと

となつたが、これなくては宿舎も立行かざることゝもなかつたので、道中奉行の方でも餘りやかましく云はなかつたが、かくては益々娼婦の數を増加する傾向が著しいので、享保三年十月には飯盛女の數を一戸一人と定めた。其の後一張一弛があつたが、宿驛の娼婦は外見上置かざることゝし、飯盛女の異名でこれを許可し、然も一戸一人に限る法令を本則として幕末に及んだものである。故に徳川時代（萬治寛文以降）に於ては道中女は飯盛女に限られてゐた。即遊女である。次に如何なる女が飯盛女となつたかを見るに、民間省要にも云へるが如く、是等の食賣女といつても別に其の種子があるのでなく、國々の民間より出て父母兄弟の爲に賣られてかゝる身分となるのであつた。然して當事人の身賣買は厳しく禁止せられ、娼婦となるには「御年貢上納の爲に」以外の理由を以ては断じて許可しなかつた。今次に飯盛女年季證文の一例につきこれが事實を示すことゝする。（新小説、大正十五年九月號、中）
（山氏論文所載の資料に據る。）

宿駅旅籠屋飯盛奉行人請狀の事

一吾等近年勝手不如意に付富御年貢御上納に差詰り、實娘なかと申す者如何體の賤敷奉行にも差出し御年貢御上納仕度、所々奉行先問合候得共宜敷御主人無之當惑仕候處、貴殿前より御知人に付難澁御咄し申上候處早速御承知被下、娘なか儀宿竝飯盛奉公に御抱被辱奉存候、則年季の儀は當寅九月六日より來卯十二月大晦日迄丸十三箇年四箇月、給金三兩二分と相極め則手形調印の上不殘確請取御年貢御上納仕候處實正に御座候、下略。

然もかゝる娼婦も見事勤め上げて其の身の果報次第、果は人の妻ともなつて本の百姓より能き身分となるものもある、り、皆相應に片付て乞食となるものもないと云はれてゐる。以上道中女の何たるかに就て概要を述べた心算であるが、尙残されてある問題としては道中女の有様があるが、これは寧ろ述ぶることの餘りに煩はしいためにこゝには省略することゝし、道中女の弊害に慨して立つた浪花講のことを述べて本稿を擱くことゝする。

る娼婦を以て己が繁榮を計つた宿屋が悪いのである。文化

元年に大阪の玉造町清水町に松屋甚四郎といふ綿弓の弦商があつたが、その手代に源助といふものがあつて、諸方を行商して歩いてゐたが、諸所に於ける旅舍の待遇の悪いこと又特に淫靡な弊風が流行してゐるのを慨して、主人、甚四郎と相談し、主人は鍋屋甚八に謀り、こゝに浪花講といふ宿屋組合を作り旅宿の弊害を除かんとした。即、全國に加盟者を廣く募り、浪花講に入つてゐるものは賣女めしもり女等をすゝめるが如き弊がないといふことを標榜して、名印看板を造つて店先に掛けさし、加盟者は一致して堅く弊風の一掃に努力した。これが旅人の信用を大に博するに至り、後には種々の講が出来たが、その中でも三都譲は浪花講に次で名高いものであつた。(終)

◎失業救済道路工事の進捗

政府の直轄で執行する失業救済国道工事は、土木出張所始めての仕事であるとの、ルンベン連を使はなければならぬこととて、其の進工振りが怪まれたが、地方廳の援助があるので用地の買収も順調に進んで、早や九月に完成する工事もあると言つた調子、八ヶ間し東京の郊外道路だつて用地の買収が容易に渉つて既に家屋を移轉したものが多い、此分なら本年中に全部完成する目鼻が附いたので、内務省土木局では大騒騒ぎ。

夫れに引換えて案外容易であると樂觀してゐた府県道改良工事が心配になりだした、と言ふのは起債の許可が遅れて事實工事に着手出来ないからだ、イの一番に工事施行の認可を受取つた青森縣でも未だ起債の書類が大藏省に留置されてゐるので、工事に着手することが出来ない、雪國だから十月末迄しか仕事が出来ない處で此の調子だから他の起債許可が遅れるのは想像するに難くない、元來役人は與えられた領分の職務にさえ忠實であれば可いのに、財務當局がヤレ失業者の渺い處に起工するの、之は使用労働者が渺いではないかと、他省の權限に迄立入つて詮議立てするから暇がかゝつて許可が遅れるのだ、あれ程、豫算總會で奢められた井上藏相喉元過ぐればあつさを忘れる塵か、夫れとも部下が藏相の責を解しないのか、何れにしても工事の遅延は藏相の罪、又候冬に爲ると帝國議會が開かれることを忘れないヨーに。